

# 公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

## 職員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人我孫子市シルバー人材センター（以下「センター」という。）職員就業規則（以下「規則」という）第27条の規定に基づき職員に支給する退職金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給者)

第2条 退職金は、職員が退職したときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。

(退職金共済契約)

第3条 この規程による退職金を支給するため、センターは、職員を被共済者として独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結する。

(掛金の月額)

第4条 退職金共済契約の掛金月額は、職員の勤続年数に応じ、中小企業退職金共済法第4条第2項に規定した額とする。

(支給基準)

第5条 退職金は、職員の退職時の基本給月額に、別表に定める勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額とする。

(勤続年数の計算)

第6条 勤続年数の算定は、雇用した日の属する月から退職した日の属する月までの期間とする。

2 前項の規定により算出した在職期間に1年未満の端数がある場合には、5月以下は切捨て、6月以上は1年とする。

3 休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤が6月を超えた期間は、勤続年数に算入しない。

(退職金の加算、減額)

第7条 センターの都合（業務上の傷病を含む。）又は勤続年数が20年以上であって、職務上特に功労のあった者が定年退職した場合、第5条の規定に基づき算出した額に会長が100分の4以内を加算して支給することができる。

2 規則第37条の規定により処分された者が退職した場合、第5条の規定に基づき算出した額に会長が100分の20以内を減額して支給することができる。

(支給制限)

第8条 次の各号の一に該当する者に対しては、退職金を支給しない。

(1) 勤続1年未満で退職した者

(2) 懲戒により解雇された者

(3) 禁固以上の刑に処せられたことにより退職した者

(退職金の調整)

第9条 第5条の規定に基づき算出した退職金の額が中小企業退職金共済法

(昭和34年法律第160号。以下、「中退共法」という。)第10条の規定による退職金の額を超えるときは、センターはその差額を支給し、中退共法第10条の規定による退職金の額以下であるときは、その額を本人の退職金の額とする。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成23年12月15日理事会議決)

- 1 この規程は、公益社団法人我孫子市シルバー人材センターの設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 この規程の施行前に廃止した、社団法人我孫子市シルバー人材センター職員退職金規程による勤続年数は、なおその効力を有する。

附 則 (平成24年4月19日理事会議決)

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月18日理事会議決)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日理事会議決)

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

退職金支給率

勤続年数	定年	自己都合
1	0.753300	0.451980
2	1.506600	0.903960
3	2.259900	1.355940
4	3.013200	1.807920
5	3.766500	2.259900
6	4.519800	2.711880
7	5.273100	3.163860
8	6.026400	3.615840
9	6.779700	4.067820
10	7.533000	4.519800
11	10.452038	6.689304
12	11.487825	7.352208
13	12.523613	8.015112
14	13.559400	8.678016
15	14.595188	9.340920

1 6	16.101788	11.593287
1 7	17.608388	12.678039
1 8	19.114988	13.762791
1 9	20.621588	14.847543
2 0	22.128188	17.702550
2 1	23.634788	19.209150
2 2	25.141388	20.715750
2 3	26.647988	22.222350
2 4	28.154588	23.728950
2 5	29.943675	25.235550
2 6	31.299615	26.440830
2 7	32.655555	27.646110
2 8	34.011495	28.851390
2 9	35.367435	30.056670
3 0	36.723375	31.261950
3 1	38.079315	32.165910
3 2	39.435255	33.069870
3 3	40.791195	33.973830
3 4	42.147135	34.877790
3 5	42.938100	35.781750
3 6	42.938100	36.685710
3 7	42.938100	37.589670
3 8	42.938100	38.493630
3 9	42.938100	39.397590
4 0	42.938100	40.301550
4 1	42.938100	41.205510
4 2	42.938100	42.109470
4 3	42.938100	42.938100
4 4	42.938100	42.938100
4 5	42.938100	42.938100